

## 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成 30 年 11 月

環 境 省

### I. 趣 旨

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）については、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）附則第 15 条において、同法の施行後 5 年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、中央環境審議会において、平成 27 年 12 月から今後の土壤汚染対策の在り方について検討が行われ、平成 28 年 12 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。平成 29 年 5 月には、第一次答申の内容を踏まえた土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が公布されている。

中央環境審議会では引き続き、改正法の施行のために必要な政省令事項及び第一次答申において措置すべきとされた事項で政省令の改正等により対応するものについて検討が行われ、平成 30 年 4 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第二次答申）」が中央環境審議会答申として取りまとめられた。なお、改正法の施行日（公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）は、平成 31 年 4 月 1 日とされたところである。

このため、第二次答申を踏まえ、及び改正法による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）を実施するため、パブリックコメント手続を経た上で、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）の一部を改正するもの。

### II. 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

#### 1. 土壤汚染状況調査の方法

##### （1）調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等

- ① 試料採取等対象物質の選定に当たり、第一種特定有害物質についてはその分解等により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）も含めることとなっているところ、この省令において分解生成物を下表のとおり新たに規定することとする。なお、四塩化炭素が分解して生成したジクロロメタンについても新たに試料採取の対象とすることとする。【規則第 3 条関係】

特定有害物質の種類	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1・1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1・2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1・1-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1・1・1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1・1-ジクロロエチレン
1・1・2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1・2-ジクロロエタノール、1・1-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレン、
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1・1-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレン

② 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地について、土地の部分ごとに、次の一から三までに由来する汚染のおそれの場合に応じた調査を行うこととし、2種類以上の由來の汚染のおそれがある部分については、当該部分においてそれぞれの由來の場合に応じた調査を行うこととする。【規則第3条関係】

- 一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であって、地歴調査により土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（(4) ②で規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。）
- 二 地歴調査により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合
- 三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合

③ 地歴調査により把握した情報に基づく人為等由来の汚染のおそれの区分において、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 71 号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第 14 条第 5 項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている場合、当該地下浸透防止措置が講じられた範囲は、汚染のおそれがない土地として扱うこととする。また、これに伴い、規則第 26 条第 4 号における調査命令要件から地下浸透防止構造を持つ施設を除外する規定を削除することとする。【規則第 3 条関係】

#### （2）試料採取等を行う区画の選定

① 法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく土壤汚染状況調査において、単位区画における土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）から 1 メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置があるときは、当該単位区画（規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する土壤ガス調査を行う場合であって、30 メートル格子内的一部対象区画のうち少なくとも一つの単位区画において最大形質変更深さより 1 メートル以内に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該 30 メートル格子の中心を含む単位区間を除く。）について試料採取等の対象としないことができるこことする。【規則第 4 条関係】

② 規則第 5 条における法第 4 条第 3 項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合の調査対象地の区画の特例について、土壤汚染状況調査に係る区域内に土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合に拡大するほか、土壤汚染状況調査の対象地の敷地内において過去に行った土壤汚染状況調査があるときは、当該過去に行った土壤汚染状況調査の対象地を区画した際に引いた線及び当該線を延長した線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することができることとする。【規則第 5 条関係】

#### （3）人為等に由来する汚染のおそれがあると認められる場合の調査

① 規則第 6 条第 3 項における土壤溶出量調査又は第 4 項における土壤含有量調査において、法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、当該土壤が単位区画における最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さ

にあるときは、当該土壤の採取を行わないこととする。【規則第6条関係】

- ② 規則第8条における土壤ガス調査において、土壤ガスが検出された地点を含む単位区画又は地下水基準に適合しなかった地点を含む単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壤が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点（以下「代表地点」という。）において、当該検出された特定有害物質、当該特定有害物質の親物質（（1）①の表において右欄に掲げる分解生成物に対する左欄に掲げる特定有害物質をいう。）である使用等の履歴のある特定有害物質及びその分解生成物について、試料採取等を行うものとする。ただし、法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、当該土壤が当該検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないこととする。【規則第8条関係】
- ③ ②において、代表地点における測定の結果、少なくとも一の代表地点において土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しなかったとき、当該検出範囲の区域について、それぞれ土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすこととする。ただし、検出範囲内の地点において試料採取等を行った単位区画については、当該試料採取等の結果に基づき基準への適合性を評価することとする。【規則第9条関係】

#### （4）自然に由来する汚染のおそれがある場合の調査

- ① 規則第10条の2において、法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、当該土壤が900メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にある場合は、当該土壤の採取を行わないこととする。【規則第10条の2関係】
- ② 次の要件を満たした土壤により行われた自然に由来する盛土又は埋め戻しについて、「自然由来盛土等」と規定することとする。【規則第10条の2関係】
- 一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壤が地表から10メートルまでの深さより浅い位置

に分布している土地の土壤であること。

二 次のいずれかに該当する土壤であること。

イ 調査対象地からの距離が 900 メートル未満である土地から掘削した土壤であること。

ロ 当該土壤の掘削を行った土地が、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であることが土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壤の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの	土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

③ 自然由来盛土等に使用した土壤があるときは、次の方法により、試料採取等を行う区画の選定等を行うこととする。【規則第 10 条の 2 関係】

一 調査実施者は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とする。ただし、自然由来盛土等に使用した土壤が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壤の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係るすべての 30 メートル格子のうちいずれか一つの 30 メートル格子内にある単位区画について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができることとする。

- イ 30 メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合 当該 30 メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画
- ロ 30 メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合 当該 30 メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか一区画
- 二 調査実施者は、一により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこととする。
- イ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壤の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壤
- (1) 表層の土壤及び深さ 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土壤
- (2) 深さ 1 メートルから 10 メートルまでの 1 メートルごとの土壤  
(自然由来盛土等より深い位置の土壤を除く。)
- ロ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壤の位置が明らかである場合 イの土壤のうち当該自然由来盛土等内にある土壤(イの土壤が当該自然由来盛土等内にない場合にあっては、当該自然由来盛土等内の任意の位置の土壤)
- 三 二にかかわらず、法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、当該土壤が 30 メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより 1 メートルを超える深さの位置にある場合は、当該土壤の採取を行わないことができることとする。ただし、自然由来盛土等に係るすべての 30 メートル格子のうちいずれか一つの 30 メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合においては、当該土壤が自然由来等盛土内にあるすべての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより 1 メートルを超える深さの位置にある場合は、当該土壤の採取を行わないことができることとする。
- 四 二イ(1)の土壤を採取した場合にあっては、採取された表層の土壤及び深さ 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合することとする。
- 五 二及び四により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては規則第 6 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第 4 項第 2 号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することとする。

④ ③五において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであるときは、当該測定に係る単位区画を含む 30 メートル格子内にあるすべての単位区画（自然由来盛土等に係るすべての 30 メートル格子のうちいずれか一つの 30 メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合は自然由来盛土等に係るすべての 30 メートル格子内にあるすべての単位区画）について、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすこととする。【規則第 10 条の 2 関係】

⑤ 自然に由来する汚染のおそれがある場合の調査を行う場合（自然由来盛土等に係る調査を含む。）において、試料採取等を実施した 30 メートル格子については、当該試料採取等の結果に基づき基準への適合性を評価することとする。【規則第 10 条の 2 関係】

（5）公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における土地の調査

① 規則第 10 条の 3 における公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合の調査において、全ての特定有害物質について試料採取等の対象とする単位区画は、30 メートル格子の中心を含む単位区画（30 メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては当該 30 メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）とすることとする。【規則第 10 条の 3 関係】

② 規則第 10 条の 3 において、地歴調査時に埋立て又は干拓の事業により造成された土壤の層（以下「埋立層等」という。）の位置が明らかな場合は、当該範囲の汚染土壤のみを試料採取等の対象とできることとする。また、法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、30 メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより 1 メートルを超える深さの位置にある場合は、当該土壤の採取を行わないことができることとする。【規則第 10 条の 3 関係】

（6）法第 3 条調査（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

- ① 法第3条第1項本文における報告について、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することとする。【規則第1条関係】
- ② 法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、現行のただし書の確認を受けるために必要な申請書に加え、法第3条第1項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付することとする。また、規則第19条において、法第3条第5項に規定する届出についても同様とする。【規則第16条及び19条関係】
- ③ 法第3条第7項に基づき、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地について土地の形質の変更をするときに届け出る事項として環境省令で定める事項は次のとおりとし、様式を定めることとする。また、届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付することとする。【新規】
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
  - 三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
  - 四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- ④ 法第3条第7項第1号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。【新規】
- 一 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が900平方メートル未満であること
  - 二 次のいずれにも該当しない行為
    - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
    - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
    - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。
- ⑤ 法第3条第8項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。【新規】

- 一 法第3条第8項に規定する調査の対象となる土地の場所
- 二 法第3条第8項の規定の命令に係る報告を行うべき期限

- ⑥ 法第3条第8項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとし、様式を定めることとする。また、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付するものとする。【新規】
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法第3条第8項の命令を受けた年月日
  - 三 土壤汚染状況調査を行った場所
  - 四 土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかったものがある場合はその旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類
  - 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
  - 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称  
その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
  - 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
  - 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

(7) 法第4条調査（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

- ① 規則第22条において、法第4条第1項の環境省令で定める規模の要件について、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告が行われた土地又は法第3条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けた土地を除く。）にあっては、900平方メートルとすることを追加することとする。【規則第22条関係】

- ② 規則第 24 条において、法第 4 条第 1 項の環境省令で定める事項について、「土地の形質の変更の規模」を「土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ」と改めるとともに、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（法第 3 条第 1 項本文の報告が行われた土地又は法第 3 条第 1 項ただし書の都道府県知事の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場又は事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所を追加することとする。【規則第 24 条関係】
- ③ 規則第 25 条において、法第 4 条第 1 項第 2 号の環境省令で定める行為について、都道府県知事が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更を追加することとする。【規則第 25 条関係】
- ④ 法第 4 条第 2 項の報告は、次の事項を記載した報告書を提出して行うものとし、様式を定めることとする。また、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より 1 メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象となかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付するものとする。【新規】
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 土壤汚染状況調査を行った場所
  - 三 土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より 1 メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象となかったものがある場合はその旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類
  - 四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
  - 五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

- 六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
  - 七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
  - 八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称
- (5) 法第4条第3項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものし、様式を定めることとする。また、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付することとする。【新規】
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法第4条第3項の命令を受けた年月日
  - 三 土壤汚染状況調査を行った場所
  - 四 土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかったものがある場合はその旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類
  - 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
  - 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
  - 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
  - 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

(8) 法第5条調査（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

- ① 法第5条第1項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとし、様式を定めることとする。また、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することとする。【新規】
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法第5条第1項の命令を受けた年月日

- 三 土壤汚染状況調査を行った場所
- 四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

## 2. 区域の指定等

### (1) 要措置区域

- ① 法第7条第1項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。【新規】
  - 一 汚染の除去等の措置（法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき要措置区域の場所
  - 二 汚染除去等計画（法第7条第1項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

なお、汚染除去等計画を提出すべき期限については、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すこととする。
- ② 法第7条第1項第1号における指示措置は＜別表1＞の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とし、法第7条第1項第1号の環境省令で定める汚染の除去等の措置は同表左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置とする。【新規】
- ③ 法第7条第1項第3号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。【新規】
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地
  - 三 実施措置を選択した理由
  - 四 ＜別表3＞二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは第十一の項に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の

特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

五 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、土壤汚染状況調査に準じた方法により当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

六 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帶水層に接する場合にあっては、当該土壤の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために講ずる措置

七 四に定めるもののほか、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置

八 実施措置の施行中に基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係

十一 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壤溶出量調査及び土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用方法

十二 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と同一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壤の使用方法

十三 <別表 2>左欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

④ 法第 7 条第 1 項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、都道府県知事に提出する汚染除去等計画について、次の図面を添付するものとし、汚染除去等計画について様式を定める。【新規】

一 <別表 3>二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは第十一の項に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の土壤の特定有害

物質による汚染状態を明らかにした図面

- 二 汚染の除去等の措置を講すべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明示らかにした図面
- 三 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、土壤汚染状況調査に準じた方法による調査により把握した当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

⑤ 法第7条第3項の環境省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

【新規】

- 一 実施措置の着手予定時期の変更
- 二 実施措置の完了予定時期に係る変更であって、法第7条第1項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講すべき期限までのもの
- 三 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置に係る変更であって、当該措置と同等以上の効果を有するもの
- 四 <別表2>の左欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項に係る変更

⑥ 法第7条第3項の変更後の汚染除去等計画の提出は、変更後の法第7条第1項各号に掲げる事項を記載した計画を提出して行うものとし、様式を定める。【新規】

⑦ 法第7条第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。【新規】

⑧ 法第7条第4項の実施措置に関する技術的基準について、実施措置の実施の方法は、<別表3>のとおりとする。【新規】

⑨ 実施措置を講ずるに当たり、⑧の記載事項のほか、次の技術的基準により行うものとする。【新規】

- 一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合にあっては、環境大臣が定める基準に適合する施行方法により土地の形質の変更を行うことにより、当該土壤の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 二 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土

壤の特定有害物質による汚染状態を環境大臣が定める方法により調査し、把握すること。

四 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と同一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

⑩ 法第7条第8項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。【新規】

⑪ 法第7条第9項の報告は、次のいずれかに該当する場合において、報告書を提出して行うものとし、様式を定める。【新規】

- 一 <別表3>の三の項の原位置封じ込めに係る実施の方法のうち、同項右欄のイからチまでの実施が完了した場合
- 二 <別表3>の四の項の遮水工封じ込めに係る実施の方法のうち、同項右欄のイからチまでの実施が完了した場合
- 三 <別表3>の五の項の地下水汚染の拡大防止に係る実施の方法のうち、同項右欄第二号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合
- 四 <別表1>の一の項から六の項までの左欄に掲げる土地に該当する要措置区域において実施措置を講じた場合であって、<別表3>の六の項の土壤汚染の除去に係る実施の方法のうち、同項右欄第一号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了した場合
- 五 <別表3>の七の項の遮断工封じ込めに係る実施の方法のうち、同項右欄のイからチまでの実施が完了した場合
- 六 <別表3>の八の項の不溶化に係る実施の方法のうち、同項右欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合

⑫ 法第7条第9項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。また、講じられた実施措置を明らかにした書類及び図面を添付するものとする。【新規】

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域の所在地

### 三 実施措置の種類

- 四 実施措置の着手時期及び⑩一から六までの各工程が完了した時期
- 五 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、環境大臣が定める方法その他の方法により当該要措置区域等に搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 六 軽微な変更を行った場合にあっては、変更後の基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置
- 七 <別表 4>の左欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

- ⑬ 実施措置に係る全ての実施の方法が完了した場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものし、様式を定める。また、講じられた実施措置を明らかにした書類及び図面を添付するものとする。【新規】
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 要措置区域の所在地
  - 三 実施措置の種類
  - 四 実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての実施の方法が完了した時期
  - 五 <別表 4>の左欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項
- ⑭ 規則第 43 条において、法第 9 条第 2 号の環境省令で定めるものとして、土壤汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングであって、次のいずれにも該当するものを追加することとする。【規則第 43 条関係】
  - イ ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じたものであること。
  - ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による基準不適合土壌若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたものであること。
- ⑮ 規則第 45 条及び第 46 条において、土地の形質の変更の施行方法に係る確認を受けようとする者が提出する申請書について、次の記載事項を追加することとする。また、規則第 43 条第 3 号の確認を受けようとする場

合の申請に、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面及び土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図を明らかにした書類及び図面を添付することとする。【規則第45条、第46条関係】

- 一 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 二 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(2) 形質変更時要届出区域（臨海部特例区域を除く。）

① 規則第48条において、法第12条第1項の届出に添付する書類及び図面について、以下のものを追加することとする。また、土壤汚染の状況その他必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定（別表3に規定する方法に準じた方法に限る。）により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる」とする。【規則第48条関係】

- 一 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合（土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い部分の深さより1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更をしようとする場合を除く。）にあっては、土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認された当該土壤の汚染状態を明らかにした図面
- 二 他の自然由来等形質変更時要届出区域（法第18条第2項に定める自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壤（法第18条第2項に定める自然由来等土壤をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - イ 当該他の自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
  - ロ 当該他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
  - ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

② 規則第 49 条において、法第 12 条第 1 項本文の環境省令で定める事項について、次のものを追加することとする。また、土壤汚染の状況その他必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定（*<別表 3>*に規定する方法に準じた方法に限る。）により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができることとする。【規則第 49 条関係】

- 一 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 二 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 三 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合にあっては、当該土壤の汚染状態を明らかにした調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 四 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

③ 規則第 50 条において、法第 12 条第 1 項第 1 号の環境省令で定めるものについて、規則第 50 条第 1 項第 1 号に次のものを追加することとする。

【規則第 50 条関係】

- 一 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、自然由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。
- 二 自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要

届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

- ④ 規則第 50 条において、法第 12 条第 1 項第 1 号の環境省令で定めるものとして、以下の行為を追加することとする。【規則第 50 条関係】

<別表 3>の土壤汚染の状況その他必要な情報を把握するための土壤の採取及び測定に準じた方法により行うボーリング又は観測井を設けるためのボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

イ ボーリング孔に基準不適合土壤又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じたものであること。

ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたものであること

- ⑤ 規則第 51 条において、法第 12 条第 2 項の届出書に記載する事項について、次のものを追加することとする。【規則第 51 条関係】

一 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

二 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

三 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしている場合にあっては、当該土壤の汚染状態を明らかにした調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称

四 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

- ⑥ 規則第 53 条において、法第 12 条第 5 項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。【規則第 53 条関係】

一 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、環境大臣が定める基準に適合する施行方法により土地の形質の変更を行うことにより、当該土壤の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 自然由来特例区域((5)②において規定)又は埋立地特例区域((5)③において規定)内における土地の形質の変更である場合

- ロ 埋立地管理区域 ((5)④において規定) 内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合
  - 二 一に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
  - 三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と同一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
  - 四 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- ⑦ 法18条第1項第2号において、自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壤が当該他の自然由来等形質変更時要届出区域に搬入された日から60日以内に終了すること。【新規】
- ⑧ 法第18条第1項第3号において、一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の要措置区域又は形質変更時要届出区域に搬入された日から60日以内に終了すること。【新規】

- (3) 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であって、法第12条第1項第1号の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認に係る土地の区域）
- ① 法第12条第1項第1号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、様式を定める。【新規】
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - 二 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（以下「施行管理方針」）

という。) の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地

- 三 ③に示す表の左欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法
- 四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法
- 五 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法
- 六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 七 一から六までに掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

② ①の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付することとする。【新規】

- 一 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図
- 二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- 三 施行管理方針の確認に係る土地が法第 12 条第 1 項第 1 号イの環境省令で定める要件 (⑤) 及び法第 12 条第 1 項第 1 号ロの環境省令で定める要件 (⑥) に該当することを証する書類
- 四 施行管理方針の確認に係る土地を③に示す表の左欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
- 五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類
- 六 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

③ 法第 12 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。【新規】

- 一 施行管理方針の確認に係る土地を下表の左欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。
- 二 下表の左欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる施行方法とすること。

施行管理方針の確認に係る土地	人為等由来の汚染のおそれ	土地の形質の変更の施行方法
----------------	--------------	---------------

一 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地	人為等に由来する汚染のおそれがない土地	自然由来特例区域の施行方法
	人為等に由来する汚染のおそれが少ない土地	一般管理区域の施行方法
二 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの	人為等に由来する汚染のおそれがない土地 人為等に由来する汚染のおそれが少ない土地	埋立地特例区域の施行方法 埋立地管理区域の施行方法
三 大正 11 年 4 月 10 日から公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）	人為等に由来する汚染のおそれがない土地 人為等に由来する汚染のおそれが少ない土地	埋立地管理区域の施行方法

四 大正 11 年 4 月 9 日以 前に埋立て又は干拓の 事業により造成が開始 された土地		一般管理区域の施行方法
---	--	-------------

④ 法第 12 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の管理に関する方針の基準は、次のとおりとする。【新規】

一 土地の形質の変更（土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除く。）を行う者は、次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から 5 年間保存すること。

イ 土地の形質の変更の種類

ロ 土地の形質の変更の場所

ハ 土地の形質の変更の施行方法

ニ 土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日）

ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ

ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態

⑤ 法第 12 条第 1 項第 1 号イの環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。【新規】

一 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染

状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

ニ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがない又は少ない土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当すること。

(1) 大正 11 年 4 月 10 日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）における当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(2) 大正 11 年 4 月 9 日以前に水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始されたことが明らかな土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）における当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(3) (1)又は(2)の土地と隣接する土地であって、(1)又は(2)と同一の事業により造成された土地における当該(1)又は(2)の事業の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがない又は少ない土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

⑥ 法第 12 条第 1 項第 1 号ロの環境省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。【新規】

一 都市計画法第 8 条第 1 号の工業専用地域（ただし、港湾法第 2 条第 4 項の臨港地区で分区が指定された土地のうち、用途規制が条例により緩和されている土地を除く。）又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている港湾法第 39 条第 3 号の工業港区（以下「工業専用地域等」という。）であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

⑦ 法第12条第4項の届出は、環境省令で定める事項として次の事項を届け出るものとし、様式を定める。また、施行管理方針の確認に係る土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入又は区域外への土壤の搬出の有無並びに区域外からの土壤の搬入を行った場合にあっては、環境大臣が定める方法その他の方法により当該区域に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができることする。【新規】

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の場所
- 五 土地の形質の変更の施行方法
- 六 土地の形質の変更の着手日
- 七 土地の形質の変更の完了日
- 八 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、その届出（⑩）をした日及び当該飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
- 九 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合にあっては、当該土壤の汚染状態を明らかにした調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
- 十 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

⑧ ⑦の届出書には次の書類及び図面を添付することとする。また、施行管理方針の確認に係る土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行った場合にあっては、当該土壤の量、場所及び当該区域内の土地の土壤の汚染状態を明らかにした図面を添

付することができることとする。【新規】

- 一 法第 12 条第 4 項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をした場合にあっては、土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認された当該土壤の汚染状態を明らかにした図面

⑨ 法第 12 条第 4 項の環境省令で定める期間は、一年とする。【新規】

⑩ 土地の所有者等は、施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合は、次に掲げる事項を記載した届出書により都道府県知事に届け出るものとし、様式を定める。また、届出書には、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添付することとする。【新規】

- 一 施行管理方針の確認に係る土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、当該飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

⑪ 土地の所有者等は、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を受けた施行管理方針のうち施行方法の変更（①二及び三）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出ることとし、様式を定める。また、土地の所有者等は、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を受けた施行管理方針のうち施行方法の変更を伴わない事項（①一及び四から七まで）を変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとし、様式を定める。【新規】

⑫ 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、都道府県

知事に届け出るものとし、様式を定める。届出書には、法第 12 条第 4 項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することとする。

また、都道府県知事は、届出を受けた場合は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果その他の情報により把握することとする。【新規】

- ⑬ 都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を取り消すことができるとしている。【新規】
- 一 施行管理方針が、法第 12 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準（③）に適合しなくなったとき
  - 二 施行管理方針の確認に係る土地が法第 12 条第 1 項第 1 号イの環境省令で定める要件（⑤）及び法第 12 条第 1 項第 1 号ロの環境省令で定める要件（⑥）に該当しなくなったとき
  - 三 土地の形質の変更をした者が法第 12 条第 4 項の届出を行わなかったとき

#### （4）指定の申請

- ① 規則第 56 条において、法第 14 条第 2 項の環境省令で定める書類として、申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を追加することとする。【規則第 56 条関係】

#### （5）台帳

- ① 要措置区域等の台帳には、新たに、土壤汚染状況調査において深さの限 定を行い、試料採取等を行わなかった場合にあっては、その旨を記載することとする。【規則第 58 条関係】
- ② 規則第 58 条第 5 項第 9 号において、同号の形質変更時要届出区域を「自然由来特例区域」とし、形質変更時要届出区域（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域を含む。）であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）と定義することとする。また、

台帳に記載する事項として、自然由来盛土等に使用した土壤がある区域である場合にあっては、その旨を含むこととする。【規則第 58 条関係】

③ 規則第 58 条第 5 項第 10 号において、同号の形質変更時要届出区域を「埋立地特例区域」とし、形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められるものと定義することとする。【規則第 58 条関係】

- 一 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの
- 二 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること又は土壤汚染状況調査その他土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの

④ 規則第 58 条第 5 項第 11 号において、同号の形質変更時要届出区域を「埋立地管理区域」とし、形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として同号イ及びロの要件のいずれにも該当すると認められるものと定義することとする。【規則第 58 条関係】

⑤ 規則第 58 条第 5 項において、形質変更時要届出区域であって、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域を「臨海部特例区域」とし、台帳に記載する事項として、臨海部特例区域にあっては、その旨を追加することとする。【規則第 58 条関係】

⑥ 規則第 58 条第 7 項において、要措置区域等に係る同条第 1 項の図面として、次のものを追加することとする。【規則第 58 条関係】  
一 土壤汚染状況調査において要措置区域等内の土地の土壤の特定有害

物質による汚染状態を明らかにした図面

- 二 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった単位区画及び試料採取等の対象とされた単位区画において、土壤の採取を行わなかった深さの位置
- 三 <別表3>の二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは十一の項に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法による調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 四 臨海部特例区域にあっては、次に掲げる図面
  - イ 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
  - ロ 施行管理方針の確認に係る土地を（3）③の表の左欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
  - ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面
- ニ 施行管理方針の確認に係る土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行った場合にあっては、当該土壤の量、場所及び当該区域内の土地の土壤の汚染状態を明らかにした図面
- 五 土地の形質の変更を行った場合にあっては、実施措置又は土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 六 土壤汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壤について、汚染の除去等の措置を講じた場合又は土地の形質の変更をした場合にあっては、土壤汚染状況調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 七 法第16条第1項の調査（「認定調査」という。）を行った場合は、認定調査の対象とした土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- ⑦ 台帳には、法第12条第1項第1号の確認を受けた施工管理方針、⑥一、三、四ニ、六及び七の図面に係る土壤の汚染状態を明らかにした調査の土

壤その他の試料の分析の結果並びに環境大臣が定める方法その他の方法により当該要措置区域等に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果及びその他の搬入された土壤の事項を添付することとする。【規則第58条関係】

(8) 規則第58条第8項において、指定解除要措置区域等に係る同条第1項の図面として、汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面を追加することとする。【規則第58条関係】

### 3. 汚染土壤の搬出等に関する規制

#### (1) 認定調査

① 指定調査機関は、認定調査における地歴調査において、当該土地又は土壤における特定有害物質等による汚染のおそれを詳細に把握し、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の一から三までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該一から三までに定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とすることとする。【規則第59条関係】

- 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質について、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合 当該特定有害物質の種類
- 二 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等において土壤の汚染のおそれが生じたと認められる場合（三に掲げる場合を除く。） 当該汚染のおそれに関する特定有害物質の種類
- 三 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等に土壤が搬入された場合又は搬入の有無が不明な場合 次のイ又はロの場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める特定有害物質の種類
  - イ 当該土地の所有者等は、掘削対象地を含む要措置区域等の指定の日から1年ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該要措置区域等に搬入された土壤の位置を明らかにした図面を添付して、都道府県知事に届け出た場合 当該要措置区域等に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかった特定有害物質の種類
    - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (2) 掘削対象地を含む要措置区域等の所在地
    - (3) 掘削対象地を含む要措置区域等の指定年月日
    - (4) 当該要措置区域等に土壤が搬入された年月日

- (5) 当該要措置区域等に搬入された土壤の量
- (6) 2 (1) ⑨三の環境大臣が定める方法により測定した結果その他の情報により確認された当該要措置区域等に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態及び当該測定を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
- (7) 2 (1) ⑨三の環境大臣が定める方法により測定した結果その他の情報により確認された当該要措置区域等に搬入された土壤（土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合する土壤に限る。）の管理方法
  - 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質を含む土壤が搬入されていないと認められない場合 全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質、一、二及び三イの特定有害物質並びに前項の規定により把握した情報により掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

- ② 掘削前調査を行う場合、指定調査機関は、①に基づき試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の一又は二に掲げる場合の区分に応じ、当該一又は二に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とすることとする。【規則第59条関係】
  - 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並びに①一、二及び三イに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合  
掘削対象単位区画
  - 二 ①三ロに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める掘削対象単位区画
    - イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下②、③について「掘削対象30メートル格子」という。）にある掘削対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象30メートル格子の中心を含む掘削対象単位区画がある場合にあっては、当該掘削対象単位区画）
    - ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)

に定める掘削対象単位区画

- (1) 掘削対象 30 メートル格子内にある掘削対象単位区画の数が 6 以上である場合 当該掘削対象 30 メートル格子内にある掘削対象単位区画のうちいずれか 5 区画
- (2) 掘削対象 30 メートル格子内にある掘削対象単位区画の数が 5 以下である場合 当該掘削対象 30 メートル格子内にあるすべての掘削対象単位区画

- ③ 掘削後調査を行う場合、指定調査機関は、①に基づき試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の一又は二に掲げる場合の区分に応じ、当該一又は二に定める掘削対象単位区画において土壤の掘削の対象となる部分の深さまで 1 メートルごとの土壤を掘削し、区分したそれぞれの土壤（以下「ロット」という。）について、試料採取等の対象とすることとする。【規則第 59 条関係】

- 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並びに①一、二及び三イに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壤を含む全てのロット
- 二 ①三ロに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるロット
  - イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象 30 メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか一のロット
  - ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット
    - (1) 掘削対象 30 メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が 6 以上である場合 当該掘削対象 30 メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか 5 のロット
    - (2) 掘削対象 30 メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が 5 以下である場合 当該掘削対象 30 メートル格子内にあった同じ深さのすべてのロット

- ④ 指定調査機関は、次の一から三のいずれかに該当する場合には、当該一から三に定める土壤の採取を行わないことができることとする。（新たな汚染のおそれがない場合に限る。）【規則第 59 条関係】

- 一 ①三イの規定に基づき届け出た場合であって、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合する場合

当該土壤（浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第17号イに規定する浄化等済土壤をいう。）、法第16条第1項の規定による都道府県知事が認めた土壤及び環境大臣が定める方法により測定した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤を含む。）

- 二 土壤汚染状況調査及び<別表3>の二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは十一の項に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法による調査についての台帳の記載により土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤
- 三 <別表3>の六の項に規定する土壤の目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合 当該埋め戻した土壤

## （2）汚染土壤の搬出

- ① 規則第61条において、法第16条第1項の届出に添付する書類及び図面について、以下のものを追加することとする。【規則第61条関係】
  - 一 汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
    - イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
    - ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況が（3）①の要件に該当することを証する書類
    - ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の地質が（3）②の要件に該当することを証する書類
  - ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、（3）③の要件に該当することを証する書類
  - ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

二 汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更若しくは一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

② 規則第 62 条において、法第 16 条第 1 項の環境省令で定める事項について、以下のものを追加することとする。【規則第 62 条関係】

- 一 汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
  - イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
  - ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- 二 汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
  - イ 要措置区域等の所在地
  - ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

③ 規則第 64 条において、法第 16 条第 3 項の届出に記載する事項について、以下のものを追加することとする。【規則第 64 条関係】

- 一 汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
  - イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
  - ロ 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
  - ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- 二 汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
  - イ 要措置区域等の所在地
  - ロ 搬出先の要措置区域等の所在地
  - ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日

④ 規則第 64 条において、法第 16 条第 3 項の届出に添付する書類及び図

面について、以下のものを追加することとする。【規則第64条関係】

- 一 汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類
  - イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況が（3）①の要件に該当することを証する書類
  - ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が（3）②の要件に該当することを証する書類
  - ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、（3）③の要件に該当することを証する書類
- 二 汚染土壤を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壤を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更若しくは一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

### （3）自然由来等形質変更時要届出区域間の移動等

- ① 法第18条第1項第2号イの環境省令で定める基準について、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であるものとする。【新規】

自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態	搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地汚染状態
土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合	土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合す

するもの	るもの
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

② 法第18条第1項第2号ロの環境省令で定める基準について、次のとおりとする。【新規】

- 一 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。
- 二 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の港湾（漁業の用に供する港湾を含む。以下この号において同じ。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

③ 法第18条第2項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。【新規】

- 一 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。
- イ 当該土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（令第1条第5号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）であること。
- ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
- ハ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

- ニ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること又は土壤汚染状況調査並びに土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。
- 二 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。
- イ 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの
- ロ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、おそれがない土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの

#### 4. 経過措置

- ① 土壤汚染状況調査に関する一連の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前に行った法第 3 条第 1 項の有害物質使用特定施設の廃止、法第 4 条第 3 項に基づく調査命令、法第 5 条第 1 項に基づく調査命令及び法第 14 条の申請に係る土壤汚染状況調査については、なお従前の例によることとする。
- ② 1 (7) ①の要件の追加については、この省令の施行日から起算して 30 日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更をいう。）に着手する者について適用する。
- ③この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

#### 5. その他

上記の他、改正法及び改正令の施行に伴う条項の移動、用語の整理その他の所要の改正を行う。

### III. 施行期日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（平成31年4月1日）から施行する。

&lt;別表1&gt;

土地	指示措置	指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）	次項から六の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置
二 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	基準不適合土壤のある区域の側面に、不透水層（厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオナン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壤を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内	<p>イ 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。）</p> <p>ロ 基準不適合土壤を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壤の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壤汚染の除去」という。）</p> <p>ハ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握した結果、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が、目標土壤溶出量（要措置区域より地下水の下流側かつ要措置区域の指定に係る第三十条各号の地点より地下水の上流側の地点で、実施措置を講じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地点」という。）において地下水基準に適合させたために、当該要措置区域において達成するべき土壤溶出量（第二溶出量基準未満のものに限る。）を超えるものである場合に限り、地下水の</p>

	部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）	汚染状態が目標地下水濃度（評価地点において地下水基準に適合させるために、当該要措置区域において達成するべき地下水濃度をいう。以下同じ。）を超えるものであることが確認されている場合に限る。）
三 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	<p>イ 基準不適合土壤を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）</p> <p>ロ 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ハ 土壤汚染の除去</p>
四 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	<p>イ 基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出してないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。）</p> <p>ロ 遮断工封じ込め</p> <p>ハ 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ニ 土壤汚染の除去</p> <p>ハ 地下水の水質の測定（基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握した結果、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量を超えないものである場合に限り、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えないものであることが確認された場合に限る。）</p>
五 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準	遮断工封じ込め	<p>イ 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ロ 土壤汚染の除去</p>

に適合せず、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	<p>六 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p> <p>イ 遮断工封じ込め ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壤汚染の除去</p> <p>ニ 地下水の水質の測定（基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握した結果、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量を超えないものである場合に限り、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えないものであることが確認された場合に限る。）</p> <p>イ 舗装すること（以下「舗装」という。） ロ 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）</p>

により次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。)	<p>八 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表面を五十七メートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）</p> <p>九 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地（前二項に掲げる土地を除く。）</p>
	<p>土壤を掘削して地表面を低くし、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと（以下「土壤入換え」という。）</p>
	<p>イ 舗装 ロ 立入禁止 ハ 土壤汚染の除去</p> <p>イ 舗装 ロ 立入禁止 ハ 土壤入換え ニ 土壤汚染の除去</p>

&lt;別表2&gt;

実施措置	汚染除去等計画の記載事項	軽微な変更の対象となる事項
一 地下水の水質の測定(土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地において当該措置を行う場合)	イ 地下水の水質の測定を行うための観測井の設置位置及びその設定根拠 ロ イの観測井の設置方法 ハ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに測定の期間及び頻度 ニ 測定の結果を都道府県知事へ報告する時期及び方法	該当なし
二 地下水の水質の測定(一の土地以外の土地において当該措置を行う場合)	イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況 ロ 評価地点の位置及びその設定根拠 ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠 ニ 地下水の水質の測定を行うための観測井の設置位置及びその設定根拠 ハ ニの観測井の設置方法 ハ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに測定の期間及び頻度 ハ 測定の結果を都道府県知事へ報告する時期及び方	該当なし

三 原位置封じ込め	法	
	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ニ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とするための方及び当該方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地となることを確認した結果</p> <p>六 当該方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認する方法</p> <p>ヘ 基準不適合土壤の封じ込めを行う範囲</p> <p>ト 封じ込めを行う土壤の下にある地層が不透水層であることを確認した結果</p> <p>チ 基準不適合土壤の封じ込めを行ったための構造物の種類及びその設置方法</p> <p>リ チの構造物により囲まれた範囲の土地を覆うための覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヌ リの覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ル 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当ないと認められる用途に用いられている土</p>	<p>イ この項目の中欄ニの方法の変更であって、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更</p> <p>ロ この項目の中欄へに掲げる事項に係る変更のうち、障害物等が発見されたことによる封じ込めを行う範囲の変更であって、目標土壤溶出量に適合しない汚染状態の土壤のある範囲の外側における変更</p>

		<p>地における当該覆いの表面を覆うための覆いの種類 、範囲及び厚さ</p> <p>ヲ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ワ ラの観測井の設置方法</p> <p>カ ラの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類</p> <p>ヨ ラの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>タ チの構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井の設置位置</p> <p>レ タの観測井の設置方法</p> <p>シ タの確認を行う期間及び頻度</p>	<p>イ この項の中欄ニに掲げる事項に係る変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲及び深さの外側、かつ、準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）又は不透水層であっても浅い位置にあるものより深い深さにおける変更であって、新たに基準不適合土壤が帶水層に接することがない変更</p>
四 遮水工封じ込め		<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ニ 基準不適合土壤の掘削を行う範囲及び深さ</p> <p>ホ ニの掘削の方法</p> <p>ヘ 掘削した基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を第二溶出量基準に</p>	

	<p>適合する汚染状態にある土壤とするための方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤となることを確認した結果</p> <p>ト　への方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたことを確認する方法</p> <p>チ　遮水工の種類及びその設置方法</p> <p>リ　チの遮水工が、地下水の浸出を防止する効力を有することを確認した結果</p> <p>ヌ　チの遮水工の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻す方法</p> <p>ル　ヌの埋め戻しを行った場所を覆うための覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヲ　ルの覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ワ　表面をコシクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地における当該覆いの表面を覆うための覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>カ　地下水が目標地下濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ヨ　カの観測井の設置方法</p> <p>タ　カの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類</p>	<p>ロ　この項目の中欄への方法に係る変更のうち、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更</p>
--	--	--

	<p>レ カの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ソ 基準不適合土壤が埋め戻された場所の内部に雨水 、地下水その他の水の浸入がないことを確認するた めの観測井の設置位置</p> <p>ツ ソの観測井の設置方法</p> <p>ソの確認を行う期間及び頻度</p> <p>ネ 汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態</p> <p>ナ 汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態</p>	
五 地下水汚染の拡大の防 止	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 揚水施設を設置する地点及び土壤汚染に起因す る地下水汚染の拡大を正確に防止できると認めら れる揚水量とその根拠</p> <p>ロ 揚水施設の構造</p> <p>ハ 揚水施設の設置方法</p> <p>二 揚水した地下水に含まれる特定有害物質の除去 の方法及び当該方法により当該地下水の水質が排 出水基準（汚染土壤処理業に関する省令第四条第 一号リ（1）に規定する排出水基準をいう。以下同 じ。）又は排出基準（同令第四条第一号ヌ（1）に規 定する排出基準をいう。以下同じ。）に適合するこ とを確認した結果</p> <p>亦 公共水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定 する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出する當 該地下水の水質が排出水基準に適合していること</p>	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>該当なし</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の 防止</p> <p>イ この項目の中欄第二号ニの方法の変更であって、 目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを 確認した結果が汚染除去等計画に記載されている 方法への変更</p> <p>口 揚水施設の構造</p> <p>ハ 揚水施設の設置方法</p> <p>ニ 揚水した地下水に含まれる特定有害物質の除去 の方法及び当該方法により当該地下水の水質が排 出水基準（汚染土壤処理業に関する省令第四条第 一号リ（1）に規定する排出水基準をいう。以下同 じ。）又は排出基準（同令第四条第一号ヌ（1）に規 定する排出基準をいう。以下同じ。）に適合するこ とを確認した結果</p> <p>亦 公共水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定 する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出する當 該地下水の水質が排出水基準に適合していること</p>

	<p>又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同一条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除する当該地下水の水質が排除基準に適合していることを確認する方法</p> <p>ヘ 地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ト ヘの観測井の設置方法</p> <p>チ ヘの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p> <p>リ ヘの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ヌ ヘの地下水の水質の測定の結果を都道府県知事へ報告する時期及び方法</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ロ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ハ 透過性地下水浄化壁を設置する地点及び当該地点が地下水汚染の拡大を的確に防止できると認め</p>
--	---

		られることの根拠
	二 透過性地下水浄化壁による汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするための方法及び当該方法により目標地下濃度を超えない汚染状態となることを確認した結果	<p>ホ 当該透過性地下水浄化壁の設置方法</p> <p>ヘ 目標地下水濃度を超える汚染状態にある地下水が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ト ヘの観測井の設置方法</p> <p>チ ヘの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p> <p>リ ヘの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ヌ ヘの地下水の水質の測定の結果を都道府県知事へ報告する時期及び方法</p>
六 土壌汚染の除去	<p>一 基準不適合土壌の掘削による除去</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、目標土壤溶出量及び目標地下濃度もっとも浅い位置にあるものより深い深さに</p>	<p>一 基準不適合土壌の掘削による除去</p> <p>イ この項の中欄第一号ニに掲げる事項に係る変更のうち、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地における目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲及び深さの外側、かつ、準不透水層又は不透水層であつてもっとも浅い位置にあるものより深い深さに</p>

		度並びにその設定根拠	における変更であって、新たに基準不適合土壤が 帶水層に接することがない変更並びに土壤含 有量基準に適合しない汚染状態にある土地に おける土壤含有量基準に適合しない汚染状態 にある土壤のある範囲及び深さの外側における変更
二 基準不適合土壤の掘削を行う範囲及び深さ 二 の掘削の方法	地にあっては、掘削された場所を目標土壤溶出量 を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合す る汚染状態にある土壤により埋める方法、土壤含 有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつ ては、基準不適合土壤以外の土壤により埋めめる方 法、又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行 う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がな い場合には、その旨	ロ この項の中欄第一号トに掲げる事項に係る変 更のうち、掘削された目標土壤溶出量を超える 汚染状態にある土壤を浄化する方法の変更であ って、目標土壤溶出量を超えない汚染状態に ある土壤となることを確認した結果が汚染除去 等計画に記載されている方法への変更並び に掘削された土壤含有量基準に適合しない汚 染状態にある土壤を浄化する方法の変更であ って、土壤含有量基準に適合する汚染状態にあ る土壤となることを確認した結果が汚染除去 等計画に記載されている方法への変更	
ヘ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土 地にあっては、掘削された場所を目標土壤溶出量 を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合す る汚染状態にある土壤により埋める方法、土壤含 有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつ ては、基準不適合土壤以外の土壤により埋めめる方 法、又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行 う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がな い場合には、その旨	ト 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態に ある土壤を当該要措置区域内に設置した施設にお いて浄化したもので埋め戻す場合にあっては、淨 化する方法及び当該方法により目標土壤溶出量を 超えない汚染状態にある土壤となることを確認し た結果又は掘削された土壤含有量基準に適合しな い汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置 した施設において浄化したもので埋め戻す場合に あっては、浄化する方法及び当該方法により土壤 含有量基準に適合する汚染状態にある土壤となる ことを確認した結果	二 原位置での浄化による除去 イ この項の中欄第二号ニに掲げる事項に係る変 更のうち、土壤溶出量基準に適合しない汚染状 態にある土地における目標土壤溶出量を超える 汚染状態にある土壤のある範囲及び深さの外 側、かつ、準不透水層又は不透水層であっても	

<p>チ 堀削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態に適合することを確認する方法又は掘削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合は、当該埋め戻す土壤が土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認する方法</p> <p>リ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ヌ リの観測井の設置方法</p> <p>ル リの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p> <p>ヲ リの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ワ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態</p> <p>二 原位置での浄化による除去</p>	<p>つとも浅い位置にあるものより深い深さにおける変更である。新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更並びに土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地における土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲及び深さの外側における変更</p> <p>ロ この項の中欄第二号ホに掲げる事項に係る変更のうち、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地における基準不適合土壌から特定有害物質を除去する方法であって、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更並びに土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地における基準不適合土壌から特定有害物質を除去する方法であって、それににより土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更</p>
---	---

	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p>
ニ 基準不適合土壤から特定有害物質を除去する範囲及び深さ	<p>ホ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壤から特定有害物質を除去する方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤となることを確認した結果又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壤から特定有害物質を除去する方法及び当該方法により土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤となることを確認した結果</p> <p>ヘ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p>

	<p>ト　への観測井の設置方法</p> <p>チ　への地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p> <p>リ　への地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ヌ　土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤から特定有害物質の除去を行った後に土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認するために特定有害物質の量を測定する位置及び試料を採取する深さ並びに測定の対象となる特定有害物質</p>	<p>イ　基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ　評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ　目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ニ　基準不適合土壤の掘削を行う範囲及び深さ</p> <p>ホ　ニの掘削の方法</p> <p>ヘ　掘削した基準不適合土壤を埋め戻すための構造物のうち仕切設備の種類及びその設置方法</p> <p>ト　への仕切設備が当該土地に必要な水密性及び耐久性を有することを確認した結果</p> <p>チ　への仕切設備の埋め戻す基準不適合土壤と接する</p>
--	---	---

	<p>面を覆う材料並びに当該材料が遮水の効力及び腐食防止の効力を有するものであることを確認した結果</p> <p>リ ヘの仕切設備の構造</p> <p>ヌ 当該仕切設備の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻す方法</p> <p>ル ヘの仕切設備の開口部を覆いにより閉鎖する方法</p> <p>ヲ ルの覆いが当該土地に必要な水密性及び耐久性を有することを確認した結果</p> <p>ワ ルの覆いの埋め戻す基準不適合土壤と接する面を覆う材料並びに当該材料が遮水の効力及び腐食防止の効力を有することを確認した結果</p> <p>カ ルの覆いの構造</p> <p>ヨ ルの覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>タ 表面をコシクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地における当該覆いの表面を覆うための覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>レ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>ソ レの観測井の設置方法</p> <p>ツ レの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p>
--	--

	<p>レの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>ナ 掘削した基準不適合土壌を埋め戻すための構造物の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井の設置位置</p> <p>ラ ナの観測井の設置方法</p> <p>ム ナの確認を行う期間及び頻度</p> <p>ウ 汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態</p>	
八 不溶化	<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ニ 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出ししないよう性状を変更する範囲及び深さ</p> <p>ホ ニの性状を変更する方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤となることを確認した結果</p> <p>ヘ ニの性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認する方法</p> <p>ト 当該性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合</p>	<p>イ この項の中欄第一号ニに掲げる事項に係る変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲及び深さの外側における変更、かつ、準不透水層又は不透水層であってもっとも浅い位置にあるものより深い深さの中での変更であって、新たに基準不適合土壌が帶水層に接することがない変更</p> <p>ロ この項の中欄第一号ホの方法の変更であって、目標土壤溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ この項の中欄第二号ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲及び深さの外側、かつ、準不透水</p>

	<p>土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び範囲</p> <p>チ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定に係る観測井の設置位置及びその設定根拠</p> <p>リ チの観測井の設置方法</p> <p>ヌ チの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質</p> <p>ル チの地下水の水質の測定の期間及び頻度</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 評価地点の位置及びその設定根拠</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びにその設定根拠</p> <p>ニ 基準不適合土壤の掘削を行う範囲及び深さ</p> <p>ホ ニの掘削の方法</p> <p>ヘ ニの掘削した基準不適合土壤について、特定有害物質が水に溶出ししないように性状を変更する方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤となることを確認した結果トへの性状の変更を行った基準不適合土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認</p>
--	---

		する方法	
	チ	への性状の変更を行った土壤を当該土地の区域 内に埋め戻す方法	
	リ	チの埋め戻しを行った場所について、当該土地 の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の 飛散等を防止するための措置及び範囲	
	ヌ	地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態に あることを確認するための地下水の水質の測定に 係る観測井の設置位置及びその設定根拠	
	ル	ヌの観測井の設置方法	
	ヲ	リの地下水の水質の測定の対象となる特定有害 物質	
	ワ	リの地下水の水質の測定の期間及び頻度	
九	舗装	イ 基準不適合土壤のある範囲 ロ 基準不適合土壤のある範囲を覆うための覆いの種 類、範囲及び厚さ	イ この項目の中欄口に掲げる事項に係る変更のう ち、基準不適合土壤のある範囲を覆うものの範囲 の変更であって、基準不適合土壤のある範囲の外 側における変更
		ハ、モルタルその他の土壤以外のもの（以下「モルタル等 」という。）を覆いとして用いる場合にあっては、 その理由並びに覆いの種類、範囲及び厚さ	
	ニ	舗装の施工方法	
	ホ	覆いの損壊を防止するための措置	
十	立入禁止	イ 基準不適合土壤のある範囲	イ この項目の中欄口に掲げる事項に係る変更のう

	<p>ロ みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの種類及びその範囲</p> <p>ハ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>ニ 立入りを禁止する旨を表示する設備の種類及び方法</p>	<p>ち、みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲の変更であって、基準不適合土壌のある範囲の外側における変更</p> <p>ロ この項の中欄ハに掲げる事項に係る変更のうち、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずる範囲の変更であって、基準不適合土壌のある範囲の外側における変更</p>
十一 土壌入換え	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ 土壌入換えを行う範囲及び深さ</p> <p>ハ 当該土地の土壌を掘削し、覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにする方法</p> <p>ニ 覆いとして用いる砂利その他の土壌以外のものの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ホ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果並びに当該覆いの範囲及び厚さ</p> <p>ヘ モルタル等を覆いとして用いる場合にあっては、その理由並びに覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ト 覆いの損壊を防止するための措置</p>	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ この項の中欄第一号ロに掲げる事項に係る変更のうち、基準不適合土壌のある範囲及び深さの外側における変更</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ この項の中欄第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち、基準不適合土壌のある範囲及び深さの外側における変更</p>

	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況</p> <p>ロ 土壌入換えを行う範囲及び深さ</p> <p>ハ 基準不適合土壌及び基準不適合土壌以外の土壤の掘削の方法</p> <p>ニ 掘削された基準不適合土壌を埋め戻す方法</p> <p>ホ 覆いとして用いる砂利その他の土壤以外のものの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヘ ハの基準不適合土壤以外の土壤による覆いの範囲及び厚さ</p> <p>ト 覆いの損壊を防止するための措置</p>	<p>イ この項の中欄口に掲げる事項に係る変更のうち、盛土を行う範囲の変更であつて、基準不適合土壌のある範囲の外側における変更</p> <p>ニ 覆いとして用いる砂利その他の土壤以外のものの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ホ 覆いとして用いる土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果並びに当該覆いの範囲及び厚さ</p> <p>ヘ モルタル等を覆いとして用いる場合には、その理由並びに当該覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ト 覆いの損壊を防止するための措置</p>
十二 盛土	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ 盛土を行う範囲及び厚さ</p> <p>ハ 盛土の施行方法</p>	

<別表3> ※現行の規則別表第6に対応したものであり、主な改正部分には下線を付している。

実施措置の種類	実施措置の実施の方法
一 地下水の水質の測定（土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地において当該措置を行う場合）	<p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ハ 措置の完了を報告する場合には、イの測定を五年以上継続して実施していること、かつ、直近の二年間ににおいてイの測定を年四回以上実施しており、当該地下水に含まれる特定有害物質の量が地下水基準を超えるおそれがないことを確認すること。</p>
二 地下水の水質の測定（一の土地以外の土地で当該措置を行う場合）	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ 基準不適合土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>二 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ホ ニの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ヘ 措置の完了を報告する場合には、ニの測定を五年以上継続して実施していること、かつ、直近の二年間ににおいてニの測定を年四回以上実施しており、当該地下水に含まれる特定有害物質の量が目標地下</p>

		水濃度を超えるおそれがないことを確認すること。
三 原位置封じ込め	イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画のためには必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。 ロ 評価地点を設定し、かつ、目標地下水濃度を設定すること。	
	ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地には地下水に含まれる特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。	
	ニ ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態とした土地のうち、イにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、次のいずれかの方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。	
	(1) イの方法による調査と同等以上 の方法で深さ一メートルからイにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を探取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を測定する方法	
	(2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤の掘削による除去を行う場合にあっては、当該土壤の搬出の届出に係る書類及び図面並びに管理票により掘削を行った範囲及び当該土壤を搬出したことを見認する方法	
	(3) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削して、基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態とした土壤を埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻される土壤について、おおむね百立方メートルごとに試料を採取（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあっては、おおむね百立方メートルごとに一点から採取、第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合には、おおむね百立方メートルごとに五点から採取）し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項の環境大臣が定	

	<p><u>める方法により測定する方法</u></p> <p>ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲の側面を囲み、当該土壤の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</p> <p>ヘ ホの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>ト により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられる土壤にあつては、必要に応じてにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤（基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出ししないように性状を変更して基準不適合土壤以外の土壤としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。</p> <p>リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水中に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水分濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ヌ ホの構造物により囲まれた範囲に一以上の観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
四 遮水工封じ込め	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤については、特定有害物質が水に溶出していないよう性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水中に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</p>

	<p>ニ ハ)の第二溶出量基準に適合する汚染状態とした土壤について、次に定める試料に含まれる特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、第二溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>(1) 第二溶出量基準に適合しない物質が第一種特定有害物質である場合にあっては、おおむね百立方メートルごとに任意の一点の土壤を採取した試料</p> <p>(2) 第二溶出量基準に適合しない物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合にあっては、おおむね百立方メートルごとに任意の五点の土壤を採取し、それぞれ同じ重量混合した試料</p> <p>ホ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にハ)により掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤(第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤については、ハ)により第二溶出量基準に適合する汚染状態とした土壤)を埋め戻すこと。</p> <p>ヘ ホにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じては、表面を覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>リ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ヌ ホにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
--	---

五 地下水汚染の拡大の防止	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排出基準に適合させて下水道に排出すること。</p>
	<p>ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>ニ ハの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる調査その他の方法により把握すること。</p> <p>ト。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ 当該土地において土壤汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水の拡大を的確に防止できると認められると認めた地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であつて、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。</p> <p>ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し</p>

	<p>、当該地下水に含まれる特定有害物質の量（特定有害物質を分解する方法により汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該特定有害物質の分解生成物の量を含む。）を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>亦 ニの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p>
六 土壤汚染の除去	<p>一 基準不適合土壤による除去</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあっては、評価地点を設定し、かつ目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤（土壤（土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の指定に係る特定有害物質の種類について目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤を含む。）により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ ハにより掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合には、当該土壤についておおむね百立方メートルごとに試料を採取（第一種特定有害物質に係る測定を行いう場合には、おおむね百立方メートルごとに一点から採取、第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合には、おおむね百立方メートルごとに五点から採取）し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標土壤溶出量を超えない汚染状態あるいは土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>

	<p>ホ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハ又はニにより土壌の埋め戻しを行つた場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壌の埋め戻しを行わなかつた場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるときに土壤汚染の除去を行う場合にあっては、目標地下水濃度を超えない汚染状態を一旦確認すること。</p>
二 原位置での浄化による除去	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点を設定し、かつ、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p>
	<p>ハ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、イにより把握された目標土壤溶出量を超える濃度にある土壤又は土壤含有量基準に適合しない土壤から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ニ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハの目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行つた後、当該除去の効果を的確に把握できること認められる以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壤溶出量を超える汚染状態の土壤から当該特定有害物質を除去した場合にあっては、当該特定有害物質の分解生成物の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを一回確認することとし、特定有害物質を生物学的に分解する方法その他の</p>

	<p>分解する方法により目標土壤溶出量を超える汚染状態の土壤から当該特定有害物質を除去した場合にあつては、当該特定有害物質の分解生成物の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ホ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行つた後、イにより把握された基準不適合土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルから一メートルまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を第六条第二号の環境大臣が定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
七 遞断工封じ込め	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削すること。</p> <p>ニ 当該土地に、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) 一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>(2) 埋め戻す目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(3) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>ホ ニにより設置した仕切設備の内部に、ハにより掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すこと。</p>

		<p>ヘ 木により土壤の埋め戻しを行った後、ニの開口部を二(1)から(3)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ト へにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じてにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>リ 木により埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、<u>目標地下水濃度を超えない汚染状態</u>が二年間継続することを確認すること。</p>
八 不溶化	一 原位置不溶化	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ<u>並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報</u>をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>ハ イにより把握された<u>目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を薬剤の注入その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法</u>により特定有害物質が水に溶出ししないように性状を変更して<u>目標土壤溶出量を超えない汚染状態</u>にある土地とすること。</p> <p>ニ ハにより性状の変更を行った目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲について、百平方メートルごとに任意の地点において深さ一メートルから一メートルまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、<u>目標土壤溶出量を超えない汚染状態</u>にあることを確認すること。</p>

	<p>ホ ハにより性状の変更を行った<u>目標土壤溶出量</u>を超える汚染状態にある土壤のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ヘ ハにより性状の変更を行った<u>目標土壤溶出量</u>を超える汚染状態にある土壤のある範囲にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、且標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p>
二 不溶化埋め戻し	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さ並びに土壤汚染の状況その他汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点を設定し、かつ目標地下水濃度を設定すること。</p>
	<p>ハ イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、当該土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>ニ ハにより性状の変更を行った土壤について、おおむね百立方メートルごとに五点から採取した土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。</p>
ホ ニにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。	
ヘ ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。	

九 舗装	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
十 立入禁止	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための围いを設けること。</p> <p>ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ハ イにより設けられた围いの出入口（出入口がない場合にあっては、围いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
十一 土壌入換え	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 当該土地の土壤を掘削し、口により覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようすること。</p> <p>ロ 当該土地のうち地表から深さ五十センチメートルまでに基準不適合土壤のある範囲を、まず、砂利その他の土壤以外のもので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壤以外の土壤（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壤を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤のある範囲において、イにより把握された基準不適合土壤及び地</p>

	表から当該基準不適合土壤のある深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壤以外の土壤を掘削すること。 ハ ロにより掘削を行った場所にロにより掘削された基準不適合土壤を埋め戻すこと。 ニ ハにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壤以外のもので覆い、次に、ロにより掘削された基準不適合土壤により覆うこと。 ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
十二 盛土	イ 当該土地のうち基準不適合土壤のある範囲を、まず、砂利その他の土壤以外のもので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壤以外の土壤（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壤を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

<別表4>

実施措置の種類	工事終了時の報告事項	措置完了時の報告事項
一 地下水の水質の測定（土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地において当該措置を行う場合）	該当なし	イ 措置の完了を報告する場合には、地下水に含まれる特定有害物質の量が地下水基準を超えるおそれがないことを確認した結果
二 地下水の水質の測定（一	該当なし	イ 措置の完了を報告する場合には、地下水に含

の土地以外の土地で当該措 置を行う場合)	まれる特定有害物質の量が目標地下水濃度を超えるお それがないことを確認した結果	
三 原位置封じ込め	イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とするための方法を変更した場合にあっては、変更後の方  ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認した結果	イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果  ロ 基準不適合土壤の封じ込めを行うための構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果
四 遮水工封じ込め	イ 基準不適合土壤の掘削を行いう範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ  ロ 堀削した基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とするための方法を変更した場合にあっては、変更後の方  ハ 堀削した基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を第二	イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果  ロ 基準不適合土壤が埋め戻された場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果

	溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたことを確認した結果	
五 地下水汚染の拡大の防止	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 該当なし</p> <p>二 透過性地下水浄化による地下水汚染の拡大の防止 該当なし</p> <p>イ 透過性地下水浄化壁による汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするための方法を変更した場合にあっては、変更後的方法</p>	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 該当なし</p> <p>二 透過性地下水浄化による地下水汚染の拡大の防止 該当なし</p>
六 土壤汚染の除去	<p>一 基準不適合土壤の掘削による除去 イ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤の掘削を行いう範囲又は深さを変更した場合は、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において当該要措置区域外から搬入した土壤によって埋め戻した場合には、当該埋め戻した土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p> <p>ハ 剥削された目標土壤溶出量を超える汚染</p>	<p>一 基準不適合土壤の掘削による除去 イ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合には、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合には、変更後の措置</p> <p>ハ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において当該要措置区域外から搬入した土壤にて埋め戻した場合には、当該埋め戻した土壤によつて埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壤</p>

	<p>状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合における土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化する方法を変更した場合における土壤溶出量を超えた目標土壤溶出量を超過する汚染状態における土壤溶出量による除去</p>	<p>が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p> <p>ニ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤の掘削を行う範囲又は深さを変更した場合には、変更後の範囲の掘削を行った場合における土壤含有量基準に適合しない汚染状態に当該要措置区域内に設置した施設における土壤を当該要措置区域内に設置したもので埋め戻した場合において浄化する方法を変更した場合には、変更後の方</p> <p>ホ へ 削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態における土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合には、当該埋め戻した土壤が土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p> <p>ト イ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤から特定有害物質を除去する範囲又は深さを変更した場合には、変更後の範囲又は深さを超過する汚染状態における土壤溶出量による除去</p> <p>ロ 二 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤から特定有害物質を除去する方法を変更した場合における土壤溶出量基準に適合しない汚染状態における土壤溶出量による除去</p>
--	--	---

		り測定した結果
	ロ	土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置
	ハ	土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤から特定有害物質を除去する範囲又は深さを変更した場合には、変更後の範囲又は深さ
	ニ	土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において基準不適合土壤から特定有害物質を除去する方法を変更した場合には、変更後的方法
	ホ	土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、地下水が目標地下濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果
	ヘ	土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後に土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果
七	遮断工封じ込め	イ 基準不適合土壤の掘削を行う範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又
		イ 地下水が目標地下濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻

	は深さ	度及び結果 ロ 挖削した基準不適合土壤を埋め戻すための構造物の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果
八 不溶化	一 原位置不溶化 イ 基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方 ハ 当該性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した結果 二 不溶化埋め戻し イ 基準不適合土壤の掘削を行う範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 挖削した基準不適合土壤について、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方	度及び結果 ロ 原位置不溶化 イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果 二 不溶化埋め戻し イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果

		ハ 特定有害物質が水に溶出しないように性状の変更を行った基準不適合土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した結果	
九 舗装	該当なし	<p>イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置</p> <p>ハ 基準不適合土壤のある範囲を覆うものの範囲又は厚さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は厚さ</p>	
十 立入禁止	該当なし	<p>イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置</p> <p>ハ みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲を変更した場合にあつては、変更後の範囲</p>	

			<p>ニ 当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずる範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲</p>
十一 土壤入換え	<p>一 区域外土壤入換え 該当なし</p> <p>二 区域内土壤入換え 該当なし</p>	<p>一 区域外土壤入換え</p> <p>イ 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 土壤入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ニ 覆いとして用いる土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p> <p>二 区域内土壤入換え</p> <p>イ 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p>	<p>ニ 当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずる範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲</p>

		<p>ハ 土壤入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>イ 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を第四十条第二項第三号に定める方法により測定した結果</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置</p> <p>ハ 盛土を行う範囲を変更した場合にあつては、変更後の範囲</p> <p>ニ 覆いとして用いる土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p>
十二 盛土	該当なし	